

表1 EU域内に移送される「可能性なし（not at risk）」と認定する基準

北アイルランドを経由して、EUに移送される「可能性なし（not at risk）」とみなされる場合 （商業的加工（commercial processing）のために北アイルランドに移送される物品ではない場合）
<ul style="list-style-type: none">・グレートブリテン島から北アイルランドに移送される物品で、以下に該当する場合<ul style="list-style-type: none">－ EUの関税がゼロの物品－ 「英国トレーダー・スキーム」で認可された輸入業者によって、英国の最終消費者に販売、使用されることを目的として移送された物品・EUと英国以外の第三国から北アイルランドに輸入される物品で、以下に該当する場合<ul style="list-style-type: none">－ EUの関税が英国の関税と同じか低い物品－ 「英国トレーダー・スキーム」で認可された事業者によって、北アイルランドの最終消費者に販売、使用されることを目的として移送された物品。 ただし英国とEUの関税に3%以上差がある場合は不可。 <p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・加工のために北アイルランドに出荷される場合は、別途加工再輸出に関する規定が適用される。（以下の「商業的加工（commercial processing）のために北アイルランドに移送される物品」参照）・物品が北アイルランドからEUに移送される可能性がある（at risk）場合は、EUの関税が適用される・グレートブリテン島から北アイルランドに出荷された物品がEUの関税適用対象の場合でも、免除請求が可能な場合がある。詳細ガイダンスは、後日公開予定
商業的加工（commercial processing）のために北アイルランドに移送される物品
<ul style="list-style-type: none">・直近会計年度の売上高が50万ポンド未満の場合、「英国トレーダー・スキーム」にて申請することで「not at risk」とみなされる・以下の特定の目的の場合、「英国トレーダー・スキーム」にて申請することで「not at risk」とみなされる<ul style="list-style-type: none">－ 英国内のエンドユーザーへの販売を目的とした食品－ 北アイルランドの輸入者が行う、建設や医療・福祉の直接提供、非営利活動－ 輸入者による、北アイルランド所在の施設で最終消費される飼料の加工

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

表2 「英国トレーダー・スキーム」概要

	概要・要件
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ・北アイルランドで設立された事業者、あるいは、 ・グレートブリテン島で設立され <ul style="list-style-type: none"> － 通関業務を英国国内で実施している － エンドユーザーに販売等を行う支店・店舗などの拠点を北アイルランド内に所有する － 北アイルランド内に、トレーダー・サポート・サービス（TSS）等の間接的通関代理人が所在する <p>加えて、以下の条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税関・税務コンプライアンスの実績がある <ul style="list-style-type: none"> ※記録は申請前3年間の実績に基づく。設立3年未満の場合、これまでの事業等、利用可能な記録と情報に基づき判断される ・経済活動に関連して、重大な犯罪歴がない ・物品が北アイルランド内で販売されている等、「not at risk」である旨を宣言するのに十分な根拠となる記録やシステム、管理体制が整備されている <ul style="list-style-type: none"> ※北アイルランド内の事業所でアクセス可能な状況であることが必要 ・物品が正しく「not at risk」であると申告された旨を確認するために、歳入関税庁（HMRC）からの要求に対し、同証拠の提出が可能 <ul style="list-style-type: none"> ※加工のために物品を北アイルランドに移送する場合は、同物品を「not at risk」であると申告するための追加条件を満たす必要がある
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者（AEO）、通関簡易手続き制度（CFSP）、税関特別手続き等、保有する他の税関認可の詳細 ・XI EORI番号 ・事業および役員の詳細 ・会社の登録番号（個人事業主等の場合は納税者番号） ・（保有する場合は）登録VAT番号 ・年間申告数の目安 ・北アイルランドに所在する、加工や販売等を行うすべての拠点の詳細 <p><以下、加工のために物品を北アイルランドに移送する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近会計年度の売上高が50万ポンド未満であることの証明、あるいは、 ・以下の目的で、加工用の物品を北アイルランドに移送することの申告 <ul style="list-style-type: none"> － 英国国内エンドユーザーへの食品販売 － 輸入業者によって北アイルランド内に建設された建造物の恒久的な一部を構成するための使用 － 医療・福祉サービスの直接提供 － 輸入業者による北アイルランド内での加工品の販売等がない非営利活動 － 輸入業者による北アイルランド所在の施設での最終消費飼料の加工 <p>※物品の商業的加工の対象適否、および「at risk」への影響等についての詳細ガイダンスが後日公開予定</p> <p><記録・システム・管理に関する詳細></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の移送元の場所 ・英国国内での使用および販売方法（事業者の規模に応じて、適切なシステムの利用が必要） ・認可の際には、以下の詳細の提供が必要となる <ul style="list-style-type: none"> － 輸入から消費まで物品を追跡するシステムおよびプロセス（例：物流システム、在庫管理プロセス） － 物品が「not at risk」であることの判断をするための、文書化された手順および管理システム － 物品が「not at risk」であると正しく宣言されたことを保証する内部統制およびプロセス － 販売記録や輸送記録（例：納入記録、在庫管理システム記録）
申請期間	<p>2021年1月1日以降に物品を「not at risk」と申告する場合は、2020年12月31日までに申請が必要</p> <p>※後から申請することも可能だが、北アイルランドに物品を移送する前に行う必要がある</p> <p>※2021年2月末までに申請した場合は、認可手続き中、最大4カ月間、仮認可を受けられる</p> <p>※同年3月以降に申請した場合は、猶予措置はないため、移送前（約1カ月程度目安）に申請する必要がある</p>

（出所）英国政府資料を基にジェットロ作成